

盛岡広域振興局長告示第128号

銃猟禁止区域の設定（平成13年岩手県告示第796号）で告示した盛岡市大ヶ生銃猟禁止区域、紫波町水分銃猟禁止区域、紫波町中屋敷銃猟禁止区域、紫波町長岡銃猟禁止区域、紫波町赤沢銃猟禁止区域、紫波町飯豊田銃猟禁止区域、紫波町彦部銃猟禁止区域及び松尾村普請場銃猟禁止区域の存続期間を次のとおり変更した。

平成23年10月28日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

変更後の盛岡市大ヶ生銃猟禁止区域、紫波町水分銃猟禁止区域、紫波町中屋敷銃猟禁止区域、紫波町長岡銃猟禁止区域、紫波町赤沢銃猟禁止区域、紫波町飯豊田銃猟禁止区域、紫波町彦部銃猟禁止区域及び松尾村普請場銃猟禁止区域の存続期間 平成13年11月1日から平成24年10月31日まで